平成２２年（フ）第１９０３号
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番33号
債務者　山本　　靖（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９０５号
大阪府四條畷市雁屋南町５番32号
債務者　濵村　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１２号
大阪市東淀川区下新庄４丁目26番５―103号
債務者　芹生　喜代
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２３号
大阪府茨木市並木町19番17号
債務者　坂本　純子（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９３２号
大阪市浪速区幸町２丁目３番15―401号
債務者　オールブリトン美奈
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２号
岡山県総社市井尻野2594番地
債務者　古庄　義孝
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市粒江2165番地２
債務者　増井　順子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５号
広島県三次市山家町山94番地１
債務者　菅原　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２４号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字附柳20番地39
債務者　小野寺政信
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５３７号
名古屋市千種区唐山町１丁目48番地　グリーンエミナンス108号
債務者　佐仲ゆりか
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４７号
愛知県清須市朝日天王50番地２　マンション有花里302
債務者　日野　佳春
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４号
岡山県倉敷市上富井300番地７
債務者　有田冨貴彦
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
岡山県倉敷市新田2415番地１ジェイシティ倉敷601
債務者　赤松　早苗
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２９２６号
福岡市南区大楠１丁目35番19―1304号
債務者　武原　保幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０１号
福岡市中央区鳥飼１丁目１番27号
債務者　隈　　泰則
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４７号
福岡市南区横手２丁目28番３―101号
債務者　吉永　リカ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２６号
福岡市西区愛宕３丁目14番９―１号
債務者　熊埜御堂雅文
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３０号
福岡市東区馬出６丁目３番23―506号
債務者　小宮　龍司
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部